

## 第 3 期中期目標の策定について

### 1 基本的方針

保健医療計画において県立病院に求められる機能や第 2 期中期目標の達成状況を踏まえ、県の医療の中核を担う県立病院機構が第 3 期中期目標期間中に果たすべき目標を、医療機能及び病院経営の面から記載する。

### 2 目標の期間（案）

第 2 期と同じ 5 年間とする。（2019 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）

### 3 策定に係る基本的考え方（案）

- 総論的な表現とし、将来、新たな役割や拡大の可能性のある事項も読み込める表現とする（具体的な取組み等は、中期計画で記載）
- 地方独立行政法人法改正にあわせ、具体的な目標を設定する（県は総合計画で定めた指標を記載し、より具体的な指標は中期計画・年度計画で定めるよう指示）
- 第 2 期の基本的役割を継続しつつ、第 2 期からの事情変化や課題等を踏まえ、今後取り組むべき重点事項等を追加、修正する

### 4 第 3 期中期目標の策定に係る考え方及び骨子（案）

別紙 「地方独立行政法人静岡県立病院機構第 3 期中期目標の策定に係る考え方及び骨子（案）」とおり

※スケジュールは裏面のとおり

<参 考>

◇地方独立行政法人法（平成 30 年 4 月 1 日施行）

（中期目標）

第 25 条 設立団体の長は、3 年以上 5 年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

### 3 スケジュール

年 月		評 価 委 員 会	
平成 29 年 度	8 月	【第 1 回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年度業務実績評価</li> <li>・平成 28 年度財務諸表意見</li> <li>・第 3 期中期目標作成スケジュール（報告）</li> <li>・地方独立行政法人法改正概要（報告）</li> </ul>
	9 月	※県議会報告（9 月定例会）【平成 28 年度評価結果】	
	3 月	【第 2 回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度業務実績暫定評価</li> <li>・現中期目標期間暫定評価</li> <li>・<b>第 3 期中期目標骨子案</b></li> </ul>
平成 30 年 度	8 月	【第 1 回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度業務実績評価</li> <li>・平成 29 年度財務諸表意見</li> <li>・現中期目標期間みなし評価</li> <li>・<b>次期中期目標原案</b></li> </ul>
	8 月	※パブリックコメント実施【第 3 期中期目標原案】	
	9 月	※県議会報告（9 月定例会）【平成 29 年度評価結果】	
	10 月	【第 2 回】	・ <b>第 3 期中期目標最終案</b>
	12 月	※県議会審議（12 月定例会）【第 3 期中期目標】	
	1 月頃	※第 3 期中期計画の策定（機構）⇒ 提出（機構→県）	
	2 月	【第 3 回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度業務実績暫定評価</li> <li>・第 3 期中期計画</li> </ul>
	2 月	※県議会審議（2 月定例会）【第 3 期中期計画】⇒ 認可（県→機構）	

※次期中期目標の策定に当たり、必要に応じて、追加の会議開催又は書面での審議を行うことも想定される。